

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

法人契約の生命保険を個人契約に変更した場合の課税関係について

《内容》

A社は食堂を営む3月決算の同族会社で、A社においては10年前に、契約者をA社、被保険者を代表者甲氏、満期保険金（1千万円）の受取人をA社、死亡保険金（3千万円）の受取人を甲氏の妻、保険期間を15年間とする生命保険契約を締結し、月額保険料8万円のうち1/2に当たる4万円を資産計上（保険積立金）し、残額の4万円を甲氏に対する給与として処理してきました。

今回、A社は、資金繰りの観点から上記の生命保険契約を見直し、保険積立金の残高650万円に対して解約返戻金は450万円にしかならないこと及び満期まで5年であることを考慮し、生命保険契約の契約者の地位を甲氏が引き継ぐとともに、満期保険金の受取人をA社から甲氏個人に変更することとしました。

このように、この生命保険契約の契約者の地位等の変更を無償で行う場合には、給与課税が生じると考えられますが、その場合の対価の額はA社における保険積立金残高650万円となるのですか。

『答』

ご質問のA社から甲氏への生命保険契約の契約者の地位等の変更は、生命保険契約の譲渡に該当することになりますので、生命保険契約の時価は解約返戻金の額の450万円になります。

(解説)

1 ご質問のA社から甲氏への生命保険契約の契約者の地位等の変更は、生命保険契約の譲渡に該当することになりますので、これに関連する課税関係についても資産の譲渡であることを前提として考える必要があります。法人の資産の譲渡取引は時価によることを原則とすることから、生命保険契約の譲渡も、基本的には時価により行われるべきこととなります（法法22②、37⑧）。

2 この場合の生命保険契約の時価については、法人税法上特段の規定等は設けられていませんが、所得税基本通達36-37《保険契約等に関する権利の評価》においては、「使用者が役員又は使用人に対して支給する生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれらに類する共

済契約に関する権利については、その支給時において当該契約を解除したとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額（解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額との合計額）により評価する。」として、保険契約の支給（無償譲渡）による経済的利益の額は、その支給時における解約返戻金の額とする旨を明らかにしています。

また、一般に、中途解約に際して払込済保険料の一部が払い戻される旨の約定がある保険契約である限り、保険の契約者は、いつでもその保険契約を解約して解約返戻金を受け取る権利を有していることとなりますが、この点からしても、保険契約の時価はその時に解約したと仮定した場合の解約返戻金相当額によるのが合理的と考えられます。

3 したがって、ご質問のケースにおけるA社から甲氏への生命保険契約の譲渡の対価については、その譲渡の時の解約返戻金相当額450万円とするのが相当であり、その場合には、譲渡原価としての保険積立金の残高650万円と譲渡対価の額450万円との差額200万円が保険契約譲渡損として損金算入される結果となります。

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。
予めご了承ください。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。